

食と農の振興部土木設計業務等委託の監督要領

(趣旨)

第1 食と農の振興部の行う事業に係る土木設計業務等の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則、その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(調査責任者)

第2 調査職員を指揮するため、調査責任者をおく。

2 調査責任者は、所属長とする。

3 本庁契約にあつては当該契約を担当する事業課の主幹（課長補佐）相当職又は出先機関の課長相当職にある者、機関契約にあつては当該契約を担当する課長相当職にある者は、調査責任者を補佐する。

(調査職員)

第3 所属長は、所属に次の表の区分により総括調査員、主任調査員及び調査員をおく。

当初設計額	500万円以上			500万円未満		
	総括調査員	主任調査員	調査員	総括調査員	主任調査員	調査員
担当課長又は主幹 (課長補佐)相当職	○					
係長相当職		○			○	
主査			○			○
主任技師・主任主事			○			○
技師・主事			○			○

2 上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。

(調査業務及び分担)

第4 調査職員は、土木設計業務等委託契約書、特記仕様書、共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 前項のうち重要なものについては総括調査員、軽易なものについては調査員、それ以外のものについては主任調査員が分担するものとし、特に調査責任者が指示したもののほか、概ね次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 関連する2以上の委託業務における工程等の調整 [総括調査員、主任調査員]

(2) 受注者から提出された業務計画書（工程表を含む。）及び報告書の検査及び委託業務の進捗管理 [総括調査員、主任調査員]

- (3) 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の調査責任者又は上席調査員に対する報告〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
 - (4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
 - (5) 設計書、図面及び各仕様書に基づく委託業務実施のための打合わせ記録簿の作成及び交付〔主任調査員、調査員〕
 - (6) 各仕様書に基づき受注者が作成した図書の審査及び承諾〔総括調査員、主任調査員〕
 - (7) 業務及び業務管理の立会並びに工程の管理〔主任調査員、調査員〕
 - (8) 検査員《食と農の振興部土木設計業務等委託検査要領（令和2年3月30日農振第45号の38）第4に規定する検査員》の〔確認検査〕及び〔部分引渡し検査〕に先立つ、当該成果品及び当該引渡し成果品の照査〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
- 3 第3の表により総括調査員を置かないときは、主任調査員がその業務を代行するものとする。
- 4 第2項第4号で規定する指示及び承諾は重要なもの軽易なものを問わず、原則として〔打合わせ記録簿〕により行い、速やかに調査責任者及び上席調査員に報告するものとする。

（調査職員の任命）

- 第5 委託契約締結後、所属長は直ちに当該業務を担当させる調査職員を第3の区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。
- 2 任命は、調査職員任命伺（第1号様式）の決裁により行うものとする。
ただし、成果物の全部の引渡し完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免ずることとする。
- 3 調査職員に任命された職員が、人事異動等により交替があった場合、第3の区分に基づき速やかに〔調査職員任命伺（変更）〕（第2号様式）により任命替えの措置を講じなければならない。
ただし、病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第4の区分にかかわらず、任命替えの措置を講じることができるものとする。
- 4 土木設計業務等委託契約第14条1項で定める管理技術者等の交換要求については原則として、調査責任者又は総括調査員の名において行うものとする。

（調査職員の通知）

- 第6 所属長は、調査職員を任命をしたときは、その氏名等を〔調査職員通知書（第3号様式）〕により受注者に通知するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。

(調査業務の委託)

第7 委託業務が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により食と農の振興部内の職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第5条1項の規定にかかわらず、監督業務を他部局へ依頼又は県職員以外の者に委託することができる。

(事故報告)

第8 調査職員は、当該委託業務において事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに調査責任者及び上席調査員に報告するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月1日から改正施行する。

この要領は、平成31年3月1日から改正施行する。

この要領は、令和2年4月1日から改定施行する。